

高松市農業委員会  
会長 三笠 輝彦



令和6年3月21日付けをもって農地法第5条第1項の規定による許可申請があった農地（採草放牧地）についての転用は下記により許可します。

記

- 1 当事者の氏名等  
譲渡人（設定者） 住所 高松市牟礼町牟礼2838番地  
氏名 島本 キヨコ  
譲受人（被設定者） 住所 徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境36番地1  
氏名 株式会社アルファード 代表取締役 七條 政利

2 許可する土地

番号	所在・地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	備考
		登記簿	現況		
1	牟礼町牟礼2864-1	田	田	703.00	
	以下余白				
権利の種類及び設定又は移転の別			所有権移転		

3 転用目的  
宅地分譲用地（2区画）

（許可条件）

- 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- 許可に係る工事が完了したときは、次のA又はBのうち指示する項目の処理を行うこと。  
A 農業委員会に遅滞なく工事完了届を提出すること。  
B 農業委員会の工事完了証明書の発行を受けて、地目変更登記に添付しなければならない。  
ただし、都市計画法第36条第2項に規定する検査済証、同条第3項の規定による工事の完了の公告が行われたことを証する書面又は租税特別措置法第28条の4第3項若しくは第63条第3項の規定による証明書を添付して地目変更登記を行った場合は、許可に係る工事の完了後遅滞なく工事完了届を農業委員会に提出すること。
- 許可を受けた者は、許可を受けた土地に農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

[注意事項]

- 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。
- 事業計画の変更を行う場合は、事前に農業委員会会長の承認を受けること。
- 土地の造成工事を行う場合は、県外で発生した建設残土及び浚渫土砂を搬入しないこと。

裏面に続く